

障害児通所支援サービスについて

○児童発達支援

日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練やその他必要な支援を行います。

- ・対象者：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
- ・支給決定者数：R5 69人、R4 55人、R3 55人、R2 47人、

○放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進やその他必要な支援を行います。

- ・対象者：学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児
- ・支給決定者数：R5 154人、R4 159人、R3 147人、R2 126人

○保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

- ・対象者：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児
- ・支給決定者数：R5 9人、R4 6人、R3 3人、R2 1人、

○医療的ケア児について

- ・医療的ケア児で通所している児童…3名
(児童発達支援…1名、放課後等デイサービス…2名)
- ・町内にいる医療的ケア児の人数…8名 (R6.2月時点)